

道内農業者の皆様



地方独立行政法人
北海道立総合研究機構

道総研が開発した登録品種の「自家増殖」について【いちご】

令和2年（2020年）12月の種苗法改正により、令和4年（2022年）4月1日から、登録品種の自家増殖は、権利者の許諾が必要となりました。

注）自家増殖：農業者が得た収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として利用すること

道総研が開発したいちごの登録品種（きたのさち、ゆきうら）は、道内農業者については、次の事項の遵守を条件に、手続・利用料の支払なく自家増殖できることとしますので、適切に種苗を利用願います。

※ 品種ごとの取扱い等詳細は、当機構ホームページからご確認ください。

<https://www.hro.or.jp/research/i-use/kind.html>



○ 自家増殖の許諾条件

- 1 当該品種の実取苗に発生したランナーから得た苗を種苗として利用する場合は、自己の農業経営における利用に限るものとし、有償・無償を問わず、種苗として第三者に譲渡しないこと。
- 2 実取苗に発生したランナーから得た苗を種苗として用いる際は、当該品種の特性を損なうことのないよう、適切に選別して利用すること。
- 3 増殖した種苗のうち、自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、種苗として利用されることのないよう、遅滞なく廃棄すること。
- 4 第三者から、当該品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なく種苗の購入先を通じ、又は直接、道総研にその旨を報告すること。
- 5 生産性の低下や病害虫の発生源となるリスクが増えないよう、数年ごとの苗の更新や、各地域で指導されている当該品種の栽培方法に基づいた適切な栽培を行うこと。
- 6 有機農業において、継続して化学肥料や化学合成農薬の使用を行わない栽培によって生産された種苗の確保が必要な場合は、5によらないことができるが、この場合にあっても、生産性の低下や病害虫の発生に十分留意して利用し、必要に応じて苗の更新を行うこと。

連絡先 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

研究推進部知的財産グループ

〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目

電話 011-747-2806（グループ直通）／FAX 011-747-0211

E-mail hq-ip@hro.or.jp